

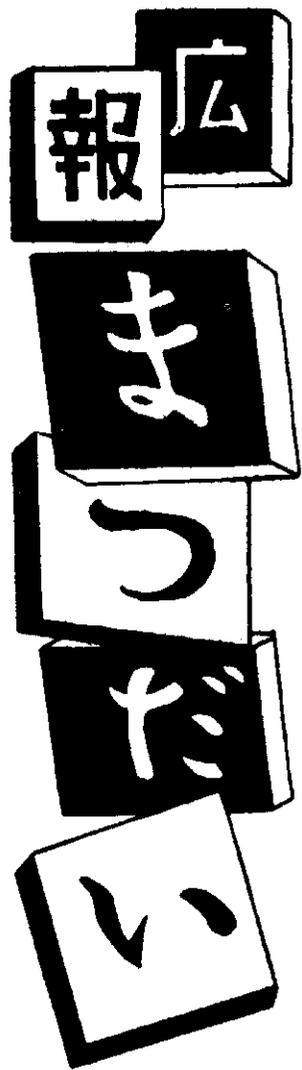
昭和51年度 松代町の予算

(単位 千円)

会計名	本年度 予算額	前年度 予算額	増減額 (△印減)	増減率 (△印減)	本年度予算額のうち繰出・繰入金額
一般会計	1,265,000	1,080,000	185,000	17.1	繰出＝国保会計へ6,605 簡易水道会計へ30,473
国民健康保険特別会計	317,223	249,656	67,567	27.1	繰出＝診療施設会計へ6,900 繰入＝一般会計から6,605
国民健康保険診療施設 特別会計	38,897	34,497	4,400	12.8	繰入＝国保会計から6,900
簡易水道特別会計	444,624	279,808	164,816	58.9	一般会計から30,473
農業共済特別会計	38,995	41,494	△2,499	△6.0	
合計	2,104,739	1,685,455	419,284	24.9	繰出43,978 繰入43,978
重複額(繰出・繰入)	43,978	40,058	3,920	9.8	
純計	2,060,761	1,645,397	415,364	25.2	

新年度予算決る

第一回定例松代町議会は三月九日招集されました。この議会において議決されました案件は28件であります。その中で最も重要なものは昭和51年度会計予算です。その概要をお知らせいたします。



昭和五十一年度

松代町予算の編成について

昭和五十一年度予算の編成に当っては、国家予算の動向をふまへながら、地方財政の危機的状況と、転換期に立つ地方財政の現状を認識し、限りある財源の配分を適切に行ない、財政投資の効果が十分に発揮出来ることを主眼に、健全財政の堅持をはかりながら町民の行政需要に対する要望を出来る限り充足することを前提として、町総合計画及び過疎計画に基づく重点施策を遂行するために必要な事業費を計上いたしました。

一般会計予算の総額は、一二億六、五〇〇万円で前年度に比して一億八、五〇〇万円一七・一％の増加であります。

また特別会計については、その目的を十分考慮して、事務事業の遂行に支障を生じないように編成した結果、国民健康保険会計では、事業勘定が総額三億一、七二二万三千円で前年度に比して、六、七五六万七千円二七・一％の増加となり、診療施設勘定は、三、八八九万七千円で前年度より四四〇万円一・二・八％の増加であります。

簡易水道会計では、四億四、四六二万円で前年比一億六、四八一万六千円五八・九％の増加となりました。農業共済会計は、三、八九九万五千円で前年度より二四九万九千円六・〇％の減少であります。一般会計及び特別会計の合算額

は、二億四七三万九千円となり前年度より四億一、九二八万四千円二四・九％の増加であります。以下各会計ごとの要点は次のとおりであります。

- 一、一般会計歳入について
  - (1) 歳入の約五〇％を占める地方交付税については、五十年国調人口の減少が著しいので算定数値の把握が困難であり伸び率に対する予測がつかみ難いので、大巾な増額を見込むことができません。
  - (2) 町税については、給与所得の増加、固定資産税の家屋新築分の増加など見込み得るものは大巾な増額を計上しました。
  - (3) 国県支出金については、補助対象経費の適切な運用をはかることとし、これが獲得をめぐって計上しました。
  - (4) 財産収入については、ブルドーザー使用料などの実績をふまえて予測される額を計上しました。
  - (5) 町債については、適債事業を検討し、これが確保に努めることにしました。
  - (6) 以上の諸点で財源確保に努めました。なお、事業消化のためには、財源に不足を生ずることとなったので基金の取りくずしによって、これを補うことにしました。
- 二、一般会計歳出について
  - (1) 不急の事業は抑制しました。
  - (2) 物件費、補助費等はその内容を検討して極力抑制しました。
  - (3) 人件費の増高を抑制するため、欠員の補充を行なわないこととし、臨時職員については出来る限り(次頁へ続く)

昭和51年3月10日発行  
第196号  
新潟県松代町公民館  
電話 松代 301 番  
印刷・松代印刷所

- (1) 補助事業の工事雑費でまかなうことにしました。
- (4) 町道整備を重点施策とし、前年度に比較して多額の増額を行ないました。
- (5) 農林業基盤整備のため、国県補助金による投資的経費を増額し、圃場整備、特農事業、集落開発センター、林道開設、舗装等を計画しました。
- (6) 老人いこいの家の建設を行なうことにしました。
- (7) 公営住宅建設事業を二ヶ年で計画し、五十一年度に八戸を建設いたします。
- (8) 中学校統合事業については、前年度に引き続き整地事業及び設計委託費等を計上しました。
- (9) 除雪ロータリー車の購入を計画しました。
- (10) 簡易水道建設を促進するために必要な繰出金を計上しました。
- (11) 特別職の報酬については、報酬審議会の答申を尊重し、

答申額を計上することとし、報酬審議会の答申に含まれない非常勤特別職及び嘱託員手当等については、概ね一〇%を目標として引上げを行ないました。

三、簡易水道事業会計については簡易水道の建設については、五十一年度で完了するよう国・県へ要求してゆくため、これに必要な予算措置を行ないました。

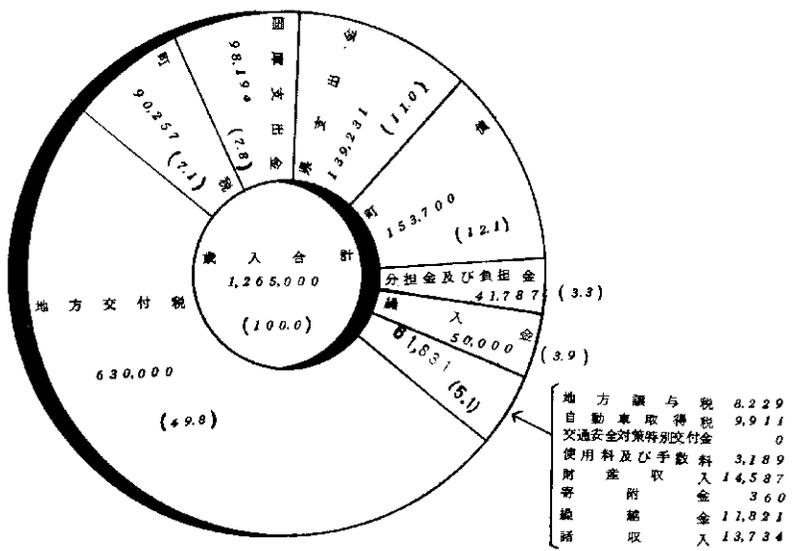
四、国民健康保険事業会計については療養諸費が三〇・三%高額医療費が三七・三%の増加となる見込であり、これに必要な財源として、国庫支出金を三六・五%増、一部負担金を二六・五%増、一般会計及び基金からの繰入金を一・五%増に見込みましたが、尚かつ財源に不足を生ずるので、保険税を一〇・九%増額して一世帯当り四五、〇〇〇円の負担を願うことにしました。

五、農業共済事業会計について

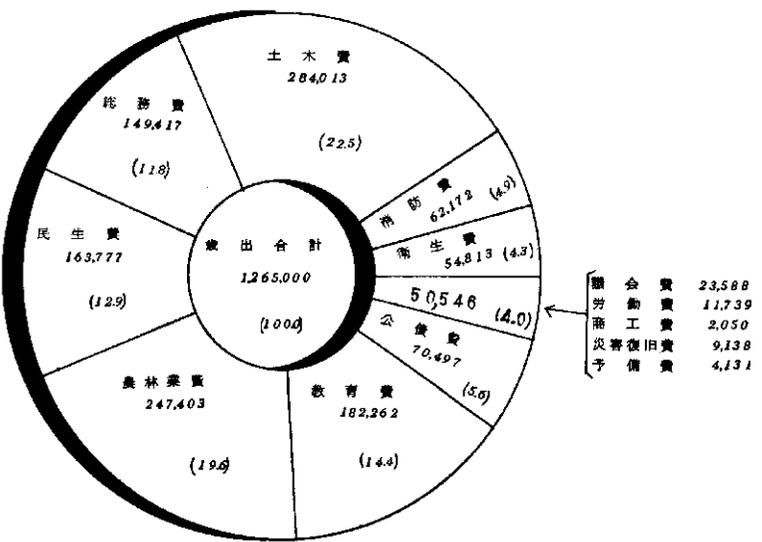
- (1) 農作物勘定における共済掛金を一〇%引上げて一kg当り二二〇円とし、支払共済金額も一〇%引上げて一〇a当り六一、八〇〇円(収穫皆無)にしました。
- (2) 蚕繭共済勘定についても掛金、支払金とも約一〇%の増額にしました。
- (3) 家畜共済勘定については、五十一年度から中家畜(豚)の共済も行なうことになりましたので、掛金を四四・五%増額いたしました。牛については概ね前年度と大差はありません。
- (4) 業務勘定における賦課単価は、前年度同額に据えおくことにしました。尚この勘定においては予算が前年度より減少したのは防除機購入の三ヶ年計画が終了したことによるものであります。

## 一般会計歳入歳出予算構成

凡例 数字は予算金額 単位千円  
( ) 内数字は予算構成比率.....%



地方譲与税	8,229
自動車取得税	9,911
交通安全対策特別交付金	0
使用料及び手数料	3,189
財産収入	14,587
附屬収入	360
雑収入	11,821
雑収入	13,734



社会費	23,588
労働費	11,739
消防費	2,050
災害復旧費	9,138
予備費	4,131

# 一般会計主要建設事業予算

所管課	事業名	事業内容	事業費
総務課	消防施設整備事業	小型動力ポンプ 2台	2,178
		消火栓ボックス 27基	2,565
		防火水槽 1基	2,000
		簡易水道消火栓工事(繰入金)	13,733
社会課	老人いこいの家建設事業	木造2階建 1棟 342㎡	3,000
	公衆便所建設事業	鉄筋コンクリート	2,000
	簡易水道建設事業繰入金		16,740
産業課	農業生産基盤整備事業	団体営圃場整備 2ヶ所 7.5ha	35,676
		地すべり関連圃場整備 5.5ha	55,900
		県単圃場整備 6ha	22,100
		町単圃場整備 14ヶ所	5,000
		町単農道整備 3線	10,000
		農免農道整備	5,500
	特定農山村振興特別対策事業	共同畜舎建設 1ヶ所	11,230
	集落開発センター建設事業	木造2階建 1棟 184㎡	14,024
林業振興事業	林道開設 1線	33,570	
	林道舗装 1線	5,730	
	町行造林 5ha	1,246	
建設課	町道改良事業	3線 L:949m W:4.0~6.0m	47,600
	町道舗装事業	8線 L:1,875m W:3.6~5.5m	43,640
	町道改修事業	6線 L:992m W:3.6~5.5m	31,520
	橋梁架替事業	1橋 L:10m W:4.0m 取付道 90m	13,400
	除雪機械購入	除雪ロータリー車 1台	16,500
	公営住宅建設事業	クレハブ住宅 8棟	42,400
	国県道工事負担金		15,000
教育委員会	危険物貯蔵施設建設事業	貯蔵タンク 2ヶ所	2,000
		整地工事	9,000
	統合中学校建設事業	道路工事	7,200
		ボーリング	3,000
		用地買収費	1,200
		設計委託料外	8,300

(3)

歳出  
一般会計主要経費予算  
(主要建設事業を除く)

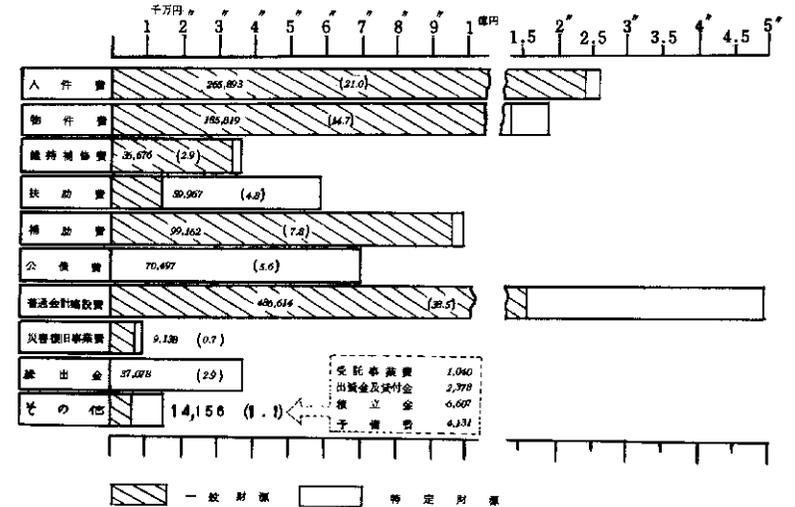
克雪対策費 一、三二八万円  
社会福祉費 八二一万円  
老人福祉費 四、三六一万円  
児童福祉費 六、〇〇六万円  
衛生予防費 一、五一四万円  
衛生清掃費 一、一八六万円  
出稼対策費 七五六万円  
道路管理費 一、六五〇万円  
建設機械運営費 一、六〇三万円  
常備消防費(広域消防負担金) 二、八九八万円  
消防団運営費 一、一二二万円  
学校管理費 一億一、一七二万円  
公債費 七、〇五〇万円

## 一般会計歳出性質別予算の割合

- 一般会計………地方税・地方譲与税・自動車取得税交付金・地方交付税繰越金と、繰入金・諸収入・財産収入の一部である。
- 特定財源………分担金及び負担金・使用料及び手数料・国県支出金・町債と、繰入金・諸収入・財産収入の一部である。

凡例 数字は予算金額 単位:千円

( )内数字は予算構成比率………%



国保特別会計予算

事業勘定

入		出	
歳款	予算額(円)	歳款	予算額(円)
国民健康保険税	63,001	総務費	10,859
一部負担金	51,805	保険給付費	283,050
使用料及手数料	1	保険施設費	6,668
国庫支出金	181,836	基本積立金	1,140
県支出金	268	公債費	200
財産収入	1,035	諸支出金	6,936
繰入金	15,605	予備費	8,370
繰越金	3,000		
諸収入	672		
合計	317,223	合計	317,223

診療施設

入		出	
歳款	予算額	歳款	予算額
診療収入	31,154	総務費	22,172
使用料及手数料	91	医業費	13,748
国庫支出金	1	施設整備費	977
県支出金	400	予備費	2,000
財産収入	150		
繰入金	6,900		
繰越金	200		
諸収入	1		
合計	38,897	合計	38,897

秋蚕 二万四、〇〇〇円  
 家畜 引受頭数三五〇頭  
 牛 三二〇頭  
 豚 三〇頭  
 支払共済金額(平均)  
 一頭当り 牛 二〇万円  
 豚 五万円

町議会議員常任委員会  
 新しい構成が決まりました  
 三月定例会議会で町議会議員常任委員会の新しい所屬が決定されました。それぞれの委員会構成は名簿のとおりです。なお、委員の任期は一ケ年です。

歳出  
 国保事業勘定  
 特別会計主要経費予算

歳出  
 簡易水道事業特別会計  
 主要経費予算

人件費 一、四八二万円  
 療養給付費 二億六、三五四万円  
 高額療養費 一、四四二万円  
 診療施設特別会計繰出六九〇万円  
 診療施設特別会計主要経費予算  
 人件費 一、九三三万円  
 医薬品衛生材料費 一、三四四万円

人件費 六五九万円  
 簡易水道建設費 四億〇、一三〇万円  
 一般管理費 六八一万円  
 公債費 二、九九二万円  
 農業共済事業特別会計予算  
 (歳入歳出ともに)  
 農作物共済勘定 一、八四八万八千円  
 蚕繭共済勘定 三九万五千円  
 家畜共済勘定 三三万八千円  
 業務勘定 一、六七二万六千円  
 合計 三、八九九万五千円

簡易水道事業特別会計予算

入		出	
歳款	予算額(円)	歳款	予算額(円)
分担金及負担金	32,040	総務費	13,405
使用料及手数料	25,572	事業費	401,297
国庫支出金	144,840	公債費	29,922
財産収入	100		
繰入金	30,473		
繰越金	1,499		
諸収入	300		
町債	209,800		
合計	444,624	合計	444,624

事業予定量  
 水稲 引受戸数 一、四九五戸  
 // 面積 八九八ha  
 支払共済金額(收穫皆無)  
 10a当 六万一、八〇〇円  
 蚕繭 掃立戸数 七六戸  
 // 箱数 二八〇箱  
 支払共済金額(收穫皆無)  
 一箱当り 二万七、〇〇〇円  
 春蚕 二万七、〇〇〇円

建設常任委員会  
 中村 俊正  
 関谷 治正  
 井上 喜治  
 秋山 茂義  
 柳 雄

産業経済常任委員会  
 富沢 恭松  
 柳幸雄  
 室岡 忠俊  
 柳晴二  
 村山 寿平次

社会常任委員会  
 小野島 正守  
 小堀 長平  
 村山 義一郎  
 小山 政喜  
 柳 政七  
 小堀 盛一  
 若井 博一  
 柳庄 一弥  
 石野 英二  
 関谷 太次  
 市川 璋次

◎印委員長 ○印副委員長  
 総務文教常任委員会

# 三月九日招集

## 松代町議会第一回定例会から

議第1号 一般会計補正予算第7号。(歳入歳出それぞれ八一、六八五万七千円を減額。主なもの「歳入」町税五七〇万円・地方譲与税三六三万円・自動車取得税交付金三六〇万円分担金及び負担金一九五万円・国庫支出金二五九万円・財産収入一九一万円を増額、県支出金△八三六万円・繰入金△二、七〇〇万円・町債△二〇〇万円を減額。「歳出」電子リコピー購入九〇万円・町政要覧印刷五〇万円・町有施設積立金一四四万円・老人憩の家設計費一〇〇万円・町管内地図作成三九〇万円・消防団員法被購入一二九万円を増額、正月婦省バス借上料△一七八万円・県単農業生産基金整備事業費△五〇〇万円・地すべり関連圃場整備事業△三九七万円・林業振興費△一二七万円・水道会計(消火栓工事費)繰出金△四三二万円・災害復旧関係△四三二万円・起債償還利子△三〇〇万円を減額。)

議第3号 簡易水道事業特別会計補正予算第3号。(歳入歳出それぞれ△四、五八二万三千円を減額。主なもの、「歳入」分担金及び負担金九一〇万円・使用料及び手数料三九六万円を増額、国庫支出金△二、八六〇万円・繰入金△四三二万円・町債△二、六一〇万円を減額。「歳出」水道建設費△四、五一五万円・起債償還

安要員など、三六の非常勤特別職の報酬をおおむね十%を目標に引上げたもの。)

議第6号 町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。(四月一日から施行、月額、町長二八万五千円・助役二二万六千円・収入役二万三千円に改正。)

議第7号 町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。(略)

議第8号 町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。(四月一日から施行、給与月額、一九万四千円(改正。)

議第9号 町営造営物及び土地使用料条例の一部を改正する条例の制定について。(略)

議第10号 国民健康保険事業運営基金の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。(略)

議第11号 町立保育園条例の一部を改正する条例の制定について。(略)

議第12号 町集落開発施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。(集落開発施設に峠集落開発センターを、四月一日から加えるもの。)

議第13号 町農業共済条例の一部を改正する条例の制定について。(加入者負担共済掛金の納入期限について、水稲第一期六月三十日第二期七月三十一日であったものを、水稲七月三十一日に改正。)

## 春の全国交通安全運動はじまる

期間 四月六日(火)

～四月十五日(木)

十日間

この運動は、歩行者、運転者、運転者の雇主その他陸上交通に関係あるすべての者に交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的に行なうものです。

この運動は、歩行者、で電車と衝突した事故の運転者も先日死体でみつかかり交通事故による死者は本年になって三一人となりました。陽気がよくなると車の量も増え、人も屋外での活動が活発となります。歩く人も車を運転する人も、ひとり、ひとりが交通ルールをよく守り交通事故の防止につとめて下さい。

◎母親の皆さん、小さなお子さんが目の前で死亡する事故があります。子どもを同伴するおとな達は、こどもの手をしっかり握るなど常にこどもから目を離さないよう注意しましょう。

◎車の運転者も周囲の安全を確かめて発進する注意が必要です。

議第2号 国保特別会計補正予算第3号。(事業勘定歳入歳出それぞれ二、二五二万六千円を、診療施設勘定歳入歳出それぞれ三〇万円を増額。主なもの、「歳入」一部負担金二八三万円・国庫支出金一、八四万五千円を増額。「歳出」保険給付費二、九六四万円を増

議第5号 町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。(報酬改正、四月一日から施行。月額、議長七万三千円・副議長五万八千円・議員五万円に改正。)

議第4号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。(報酬改正、四月一日から施行。月額、議長七万三千円・副議長五万八千円・議員五万円に改正。)

議第14号 町農業共済事業の賦課額及び賦課単価の決定について。(五十一年度の賦課額及び賦課単価を次のとおり定めたるもの。)

- 一、事務費賦課額七六万九千円
- 二、賦課単価

- 1. 水稲共済割10アル当り60円
- 2. 蚕繭 // 1箱当り50円
- 3. 家畜 // 大家畜 一頭当り 200円  
中家畜 一頭当り 100円
- 4. 均等割一人当り 100円

どこかで聞いたような言葉だがこのことは作物栽培の要件でもありません。

いづれの作物でもそうだが、とくに水稲の場合は昔から「稲は地力で作り麦は肥料で作れ」と言われているように、地盤というか、地力の培養が先決であります。

最近さかんに「土作り」が叫ばれていますが稲の場合には、収量の七割くらいは地力で生産されるので、増収のためにも、また安定生産の面からも地力づくりが最も大切です。

しかし当地方のような湿田は、平場地帯の乾田とは異なるので、生ワラとか未熟堆肥は、害があっても効果はなく、有機質の補給はあ

— ＊ —

した方が一時的には有利のようだが、将来のことを考えればやはりここで皆に敬遠される米を作って評判をおとすより、当面は若干不利でも我慢して、新潟米の看板をはずさないようにしなければなりません。また農作物は総て土地・資本(靴)努力によって生産されるものであり、とくに最近の農業生産は過剰投資と言われるくらい資本が多くかかっています。

なお靴の内容もただ単に金銭や物財だけでなく、技術面での資本が最も大切と思われれます。当地方の生産性が低いのは、耕地条件が不良のこともありすがやはり技術水準の差もあることと考えられます。

以前松代町で水稲増収共進会を

# 地盤 看板 靴

くまで完熟堆肥の施用でなければなりません。

また堆肥の施用は、畦畔雑草の刈取りや、不用稲ワラの処理にもつながるので、耕地の環境衛生の面からも大切なことです。

次に看板については、世界の食糧事情や、近年の異常気象から食糧増産の必要性が唱えられながらも、国内では昨年来「余り米」対策で窮々としている現状でありますが、今後はやはり米も商品である以上、消費者から喜ばれる代表

銘柄米というか、新潟県の看板であるコシヒカリ・越路早生を大量に出荷するようにしなければ、新潟米の声価は下る一方でしょう。

農家の経済的な面から見れば、作り易い収量性の高い品種を栽培

開催した際には、一〇アル当り七八〇キロ(十三俵)以上生産されたこともあり、現在町の平均収量の二倍近い収量を挙げたことになりす。近年米の生産調整や、農産物価格の低迷等により、生産意欲が減退し、技術面の研究が殆んどなされていせんが、予測されている異常気象や、低温化の傾向を考えると、従来のような情性的な農法では手痛い打撃を受ける危険性があります。

農業の見直し論がなされる中で、今後の農業生産を高めるためにはこの三者を有機的に組合せなければ生産性を高めることが出来ないものと考えられます。

松代農業改良普及所

若 月 佐治郎

議第15号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について。(略)

議第16号 町税条例の一部を改正する条例の制定について。(略)

議第17号 新潟県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について。(略)

議第18号 松代町総合計画基本構想の改訂について。(略)

議第19号 町道の認定について。

(下山・居村線、小屋丸地内二三七m(巾4m)を認定)

議第20号 昭和五十一年度一般会計、国保特別会計、簡易水道特別会計、農業共済事業特別会計、予算。(別掲のとおり。)

議第24号 諏訪峠・寺田辺地に係る総合整備計画の策定について。(辺地道路・橋梁等の整備で、将来学校統合の場合のスクールバスの運行可能、集落再編の基盤となる通勤耕作の条件、冬期雪上車の運行、日常生活の安定などを目的に行なうもの。)

議第25号 町固定資産評価審査委員会委員の任命の同意について。(鈴木周平氏…大字松代を任命する同意を得たもの。)

議第26号 町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。(略)

議第27号 一般会計補正予算第8号。(歳入歳出それぞれ五、八八四万九千円を増額。主なもの、「歳入」地方交付税五、一二四万九千円・町債七六〇万円。「歳出」基金積立六、四〇〇万円増額、予備費△五一五万円減額。)

議第28号 町職員の育児休業に係る給与等に関する条例の制定について。(略)

老人医療費

ただとは言いが……

果して無料なのか

昭和四十八年一月一日から七十才以上の老人医療費の公費負担制度が実施されました、老人の方々が比較的容易に医療を受けやすくなっております。老人の方々は非常に喜ばれ年々利用者が増えて来ております。一方医療費も年々増大して来ております。

今回は医療費の無料化とされている老人医療費が果して無料なのか、そうでないのか、その仕組みを国民健康保険の場合を例にとつ

て話してみたいと思います。

世帯主の負担も多くなる

図表は老人医療費が十万円かかった場合の負担区分をあらわしたものです。

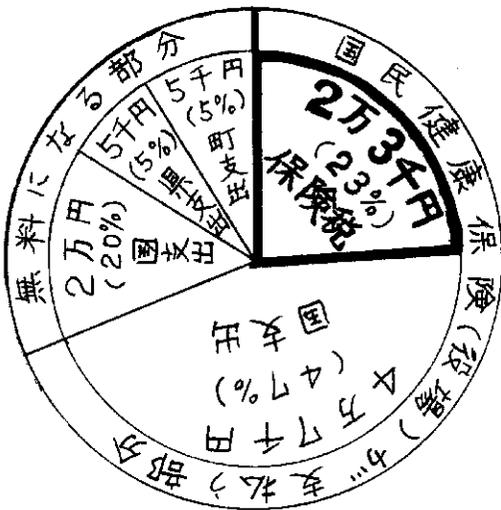
普通は、国保七十％、本人が三十％出すことになっていきます。

老人医療費の場合は、本人が出す三十％を国が六分の四、県と町が六分の一ずつ出すことによって本人の負担分をなくしてあります。

すなわち、本人にかわって国と県と町がその分を出しており本人が出さないで済むので無料だと言われていたのだと思います。そこで一見ただのように見えるのですが、そのほかに国保が出す七十％があります。この七

老人医療無料化の仕組

(医療費が10万円かかった場合)



十％の中味は、国が四十％、一般家庭の世帯主から保険税として納めてもらうのが二十三％あります。図表では、医療費の総額が十万円の場合、保険税から二万三千元を出すことになっていきますが、医療費の総額が二倍の二十万円かかった場合は、保険税から出す分も二倍の四万六千元になります。医療費が三倍になれば、保険税の分も三倍になります。

このように老人医療費は、医療を受ける人が多くなって医療費の総額が多くなればなるほど、一般家庭から納めてもらう保険税も多くなる仕組みになっていきます。

老人医療費の場合は、一部負担金として本人がお金を出さないと済むので一見無料に思えますが、その実は、保険税として一般家庭から納めてもらう分がありますので、決してただではないということがおわかりいただけたかと思えます。

しかも医療費が多くなれば多くなるにしたがって、皆さんの家の世帯主の負担も多くなるといふこともおわかりいただけたかと思えます。

フッソぶくぶくうがい

効果がこんなに出ました

松代町では、保育所及び小中学校全児童生徒が、弗化ナトリウム水溶液の含嗽法による虫歯予防事業を行なっているのです、その内容及び効果について紹介いたします。

松代、蒲生、室野の三保育園は四十九年七月から実施し、十四の小中学校は五十年六月から始めました。

弗化ナトリウムの濃度は、小学生以下は〇・五％で週五日実施、中学生は〇・二％溶液で週一日法で行なっています。

器具及び薬品は、町予算で購入し配布していただき、本人負担は全然なく、町当局の熱意に感謝しています。フッ化ナトリウム末の

計量は、学校薬剤士に依頼しています。

我が校のうがい法は、児童数が少ないので、資料室の一隅に用具を置き、水呑場を使用して、全校児童が、小グループになって実施しています。給食終了後に歯みがきをやり、口の中をきれいにしてから、うがいを一分間やり、その後四十分間は水呑みを禁じています。

四十九年から実施してきた一年生は、九ヶ月間うがいを続けているので、その効果の有無を調査してみました。調べた事は、保育園のある三地区の、小学校二年生の一年生当時における永久歯の虫歯罹患状態との比較です。

フッソうがいの効果は、うがい開始以後に萌出した歯に顕著であると実施校で発表していますが、我が町でも同じ結果がみられます。

<うがい効果>

項目	検査人員	永久歯本数	永久う歯	
			本数	%
保育園でうがいをした一年生	52	226	4	1.76
うがいをしない四年生	69	413	30	7.26

た。うがいを始めて、日が浅いので、全学年に亘って、調査のできないのが残念です。

人が一生の間使う大切な、永久歯の萌出する小中学校で、うがいを継続して、虫歯の発生防止をすることは、子供達の、一生涯の幸せに続くものと信じ、はげましの言葉を忘れないようにしたいと思います。(蒲生小学校 山岸ハルノ)

# 脳卒中・心臓病の発作予防

## 四、便所での注意

便通をするのにイキミます。イキムということは、腹圧をかけることで、腹の血管が圧迫され血圧が上ります。

高血圧の方は、日本式の便器の上には西洋式の腰かけをとりつけるのも一つの工夫です。また便秘をさけるように毎日きまった時間に便所にゆく習慣をつけ、野菜、果物などせんの多いものをとるなど気をつけることです。

## 五、肥ることは危険

中年になって肥ることは健康の赤信号です。「ベルトが伸びれば寿命がちぢむ」という言葉があります。肥るといことは、たいいてい脂肪肥りですが、その中へ血液を送るために心臓はよほど強い力で血液を押し出さなければなりません。これがつまり高血圧で、心臓の筋肉はつかれ、ついには全体がくたびれてきます。

肥満をさけるために第一に米などの糖質のたべすぎをさけることです。体重を時々計るようにしましょう。標準体重は「身長—100×0.9」の前後10%です。

## 六、充分の睡眠と休養を

血圧の高い人にとって過労は禁物です。

どんな疲労回復法も睡眠にまさるものはありません。睡眠を充分とれば疲れを明日にもちこすことは病人を除いては考えられません。夜眠れない人は、イ、寝る前のお茶をのむこと、

大食をやめる。  
ロ、寝具はなるべく軽いものを  
ハ、眠れなくてもイライラせず自然にまかせ。  
ニ、どうしても眠れない時は、お医者さんに受診する。

## 七、酒

酒のみに脳卒中が多いと言われています。酒をのみ始めた時点では、アルコールが血管を拡張させる作用がありますので血圧は下る

ことが考えられます。

しかしアルコールがまわりはじめ、おしゃべりになったり、動作が活発になったり、歌ったり踊ったりすると心身の安静がとれなくなり血圧が上ります。

それに夜おそくまで飲むとか、ハンゴ酒、暴食など不摂生になり勝ちです。飲酒後に脳卒中が多いのはこんなに悪条件の重なりがあるためです。

## 上手なお酒の飲み方

家で落ちついてゆっくり飲むときは、外でやるような緊張感がありませんので酒まわりがよく少量ですみます。また眠くなれば、すぐ床に入れますので寒い目をしないでもすみます。

第二にあなたの適量がお銚子一本だということです。二本以上はいけないというのではありませんが量がふえる程よいことはありません。一本をゆっくり落ちてついておのみ下さい。

## 八、タバコ

タバコは高血圧や心臓の悪い人にはよくありません。それにはニコチンが血管を収縮させる作用があるからだと言われています。また肺ガンとも深い関係があるといわれています。早く吸う程多く吸う程、肺ガンが多いといわれています。

できたらやめたいのですが、やめられない人は、なるべく深く吸いこまないようにして、ニコチンの吸収を少くすることを考えましょう。

## 九、食生活について

健康のもとには食生活です。成人病予防のために最も大切なことはバランスのとれた食事と塩分の制限です。

バランス食については、今年の一月号の公報をご覧ください。うす味については昭和四十九年九月と十二月に掲載してありますので今回は省略いたします。

## 戸籍の窓口から

二月受付分 (受付順)

ごけつこん  
おめでと  
おめでと



小堺伸一・中村民江 蓬平 孫甚

おたんじょう  
おめでと



斎藤智恵子 父直孝 二女 田野倉  
母すみ江 和左エ門

小堺 千春 父義雄 長女蒲生 平八  
母俊子

若井 春彦 父岩男 二男蓬平十二様  
母ミツイ

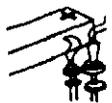
沖園 康晃 父洋行 二男松代東建設  
母ヨシ子

米持 賢一 父熊夫 長男室野たぜん  
母菊江

牧田 義記 父信輝 二男 峠 桂口  
母保代

山賀早江子 父啓司 長女池之畑泉や  
母かず子

おくやみ  
(死亡)



小堺 つる 八七才 儀明 万五郎

茂野 ヨイ 八七才 清水 茂院

山本 藤策 七五才 犬伏 宮下

室岡 シゲ 八八才 仙納 隠居

小堺久治郎 七五才 蒲生 六林上

関谷 リイ 八四才 松代かんすけ

井上 利義 七九才 寺田 東家

柳 福太郎 七七才 松代 おばさ

相沢総一郎 四二才 菅刈 杉根

佐藤 ハル 七八才 室野 竹屋

村山 福治 八八才 室野中あんど

柳 熊吉 四四才 奈良立下かじ

## 人口のうごき (51年3月1日現在)

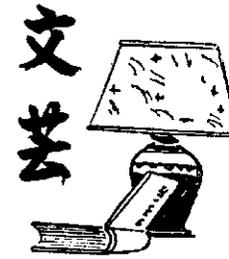
世帯数	2.075 (+ 3)	出生	7	死亡	12
人口男	4.060 (- 4)	転入	10	転出	17
女	4.127 (- 8)	増計	17	減計	29
計	8.187 (- 12)				

町役場職員の異動がありました

4月1日付で町役場職員の人事異動が行なわれます。

町民のみなさまと、仕事の上でいろいろと関係があると思いますので、その移動をお知らせいたします。

旧任課	氏名	新任課
総務課	樋口 良平	社会課
税務課	柳 ハルエ	社会課
社会課	高野 悦子	税務課
社会課	相沢 守	総務課
社会課	武田 芳夫	産業課
社会課	相沢 幸一	社会課
診療所	山岸 トシ子	松代保育園
野保園	本山 絹江	松代保育園
室生	関谷 慶子	同上
蒲生	柳 ミネ子	蒲生保育園
松代	西潟 定子	室野保育園
松代	(兼務)	
(兼務)	関谷 政和	企画調整係兼務
総務課	松永 勉	"
建設課	斉木 八郎	"
産業	山賀	"



文芸

儀明老友会二月作品

上野先生選

冬の夜 長さを知らぬ 糸車

お書初め ときめく筆を

どか雪に 下りて掘り出す

庭の柿 今はカラスの 飼とり場

降ったなあ 俺より高い

星とりや 頭の中の 枝くらべ

小正月 お供えもちの

お正月 活けた寒菊 一ケ月

今日も雪 また今日も雪

初場所や ひいき相撲で

みそさざい 吹雪におわれ

節分の 豆まき老は 二日かけ

雪おろし 家にいるのも

シクラメン 買って来てから

豪雪も 天気続きで いずこやら

植木屋

幾歳も 重ねる福は内 鬼は外

節分や 早く見たいや 福の神

年男 鬼を払って 福を呼ぶ

夜明けかと 見れば名月

寒梅の 開き初めて 小正月

しぶみ句会

他石先生選

2月4日 於・公明居

戸を放ち深雪の外へ鬼やらい

牛舎の灯かすかに洩れし深雪道

高田から雪の室野に雪見んと

ねんごろに雪除け頼み旅に立つ

登校の児童の行列風花す

地吹雪の港の駅の薄灯り

雪掘りの樋にも撒かれ追な豆

立春の除雪車にある月明り

雨やがて雪に変わりて湯宿暮れ

雪しまく中に葬儀の使い来し

**春の防犯**  
 犯罪や事故を防止しよう  
 春先は犯罪や事故が発生しやすい季節です。特にいそがしくなり留守にしたり老人や子供を残して外に出る日が多くなります。となり近所みんなで注意し合い犯罪・事故防止を心がけ無難にすごしましょう。

- どろぼうの被害防止**
- 寝るとき、外出する時はカギを忘れずに。
  - 多額の現金や貴重品は、なるべく家におかない。
  - 家を留守にするときは、隣同志のたのみ合いを。
  - もし被害にあったら、すぐ警察に届ける。

- 子どもの水死・火あそび防止**
- 子もりをするときは、子供から目を離さない。
  - 附近の用水・小川・池など、危険な場所には予防措置を。
  - 危険な場所で遊んでいる子どもを見かけたら一声注意してやめさせる。
  - マッチ・ライターなど、子ども手の届かないところにおく。

**松代町（農業協同組合）の電話番号について**

先に送付しました「松代町電話帳、50音別、補正版」中、松代町（農業協同組合）の電話番号が誤っておりましたので深くお詫び申し上げます。電話をおかけの際は、ご注意ください。

○松代町（農協） 7-2202代誤りの電話番号  
 7-2002代正しい電話番号  
 （松代電報電話局）

# 検察審査会のご利用を!!

皆さんのなかで、交通事故、詐欺、おどしなど、犯罪の被害にあつて警察や検察庁に訴えたのに、検察官がその事件を起訴してくれない、あるいは選挙違反や汚職など社会の耳目をひいた重大な事件を検察官が起訴しなかったのはどうも納得できない。……こんな不満をもっている方はいませんか? そういう方のために検察審査会があります。

△検察審査会とは▽  
選挙人名簿をもとに広く国民の中から、くじで選ばれた十一人の検察審査員が、いわば民間人を代表して検察官の仕事のやり方を審査するという制度です。検察審査員は六ヶ月ごとに交替しますので、あなたもいつか検察審査員に選ばれるかもしれません。

検察審査会は、十一人の検察審査員によって構成されますが、そのうちの一人が欠けても会議を開き議決をすることができないことになっていきます。そのため検察審査員がやめたり、出席できなくなった場合に備えて、これと同数の補充員がおかれています。  
△しろうとで構成したねらい▽

検察審査会は、老若男女を問わず、広く社会の各方面から選ばれた、しかも法律実務については、「しろうと」の人々によって構成されます。

このことは、検察官の仕事のやり方に、いろいろな階層の国民の声を反映させて、法律の専門家がおちいりやすい、ひとりよがりをして正していこうとするところに目的があるからです。

市町村選挙管理委員会では毎年一月「くじ」で選挙人名簿の中から候補者を選び、さらに検察審査会事務局で候補者の中から検察審査員と補充員を選びますが、選ばれた人はこの制度の趣旨をくんで、進んでその任務につかれるようご理解とご協力をお願いします。検察審査会への、相談や申立ての手続については左記事務局にお問い合わせください。

上越市大手町一番二六号  
新潟地方裁判所高田支部内  
高田検察審査会事務局  
電話 上越局(〇二五五) 二四一五一六〇番  
郵便番号 九四三

## 郵便局からのお知らせ

三月二十四日午後二時より  
電話が自動化(ダイヤル)になりました。

▲電話番号が変りました。  
新しい電話番号で確認してください。(局番7も忘れずに) 利用度の高い所はあらかじめ、ダイヤルメモを作っておくと便利です。

▲ダイヤル通話で全国に  
ただし地集(農集)は除く。  
自動化されていない局一松之山・大島・菱里・葛蒲などは相手局の交換に告げてください。

▲通話料金は時分制です。  
(1)牧村を除く郡内は三分ごとに7円です。市内通話も三分ごとに7円です。ご注意ください。

(地集は除く)  
(2)上越・柏崎・十日町・飯山区域に80秒ごとに7円です。  
(3)その他は距離によって7円で話せる秒数が変わります。  
例・新潟 一〇秒  
東京 六、五秒  
※ただし一〇〇番通話(地集も含む)は違ってきます。  
▲電話に関する事務が変りました  
松代・室野の郵便局で取扱っていましたが、こんどは松代電報電話局に移りました。  
電話 七一二二〇〇にどうぞ  
\* \* \* \* \*  
電話のかけ方のポイント  
①電話番号はよく確かめる。  
②発信音ツーンを確かめたらすぐダイヤルする。

- ③ダイヤルは正しく休まずに
- ④すぐに音、ツーツーがでなくとも、そのまま。
- ⑤相手がでるまでしばらく待つ。
- ⑥話し中なら3分15分待ってかけなおす。

電話のかけかた  
単独電話のかけ方  
共同電話のかけ方

地域集団電話(農集)のかけ方  
それぞれのかけ方は、少しずつ違いますから新しい松代局の電話帳の黄色のページをよく読んでください。

\* \* \* \* \*  
電話の移転や、工事のお申し込みは、お早く

電話の工事は申し込み順に行っています。「いますぐ」と言われても間に合いませんのでご注意ください。十分な余裕をみて、早目にお申し込みください。

特別付加金をつけます  
二十四年五月以前の保険

郵政省は昭和二十四年五月以前に加入された簡易保険契約についてお客さまからお申し出があった場合は特別付加金を加えて保険金の繰り上げ支払い(いわゆる特別措置)をいたします。

- 一、受けつけする期間  
(1)昭和十六年三月三十一日以前に加入された契約は本年一月一日から三年間です。  
(2)昭和十六年四月一日以後に加入された契約は本年七月一日から三年間です。
- 二、支払いの内容  
契約保険金に申し出時までの配当金(剰余金)及び特別付加金を加えてお支払いします。なお特別付加金は一件平均三千元となります。

広報「まつだい」を

出稼先へ

この広報を読み終ったら、ふるさとのニュースを待ちわびる、出稼先の夫や父や子へ送って上げて下さい。